

告示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和六年二月二十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年二月二十七日

埼玉県行田県土整備事務所長 酒井敦司

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 久喜騎西線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>で 同市騎西字町並一二九九番一地先ま</p>	<p>加須市騎西字修理山八九七番四八地 先から</p>	<p>区 間</p>
<p>一三・〇〇〇 一三・〇〇〇</p>	<p>五・一五〇 九・六〇</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>二〇〇・〇〇〇</p>		<p>延 長 (メートル)</p>
		<p>備 考</p>